
◎議案第 11 号 白老町教育委員会委員の選任につき同意
を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第 12、議案第 11 号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めること
についてを議題に供します。提案理由の説明を求めます。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 議案第 11 号です。きょうお配りの議案でございます。

白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に次の者を選任したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項
の規定により議会の同意を求める。

平成 26 年 9 月 24 日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町大町 3 丁目 7 番 3 号、氏名、熊谷貴洋、生年月日、昭和 44 年 7 月 12 日生まれの 45
歳です。履歴は別紙のとおりということで 2 ページをお開き願います。履歴調書でございますが学歴は朗読
省略いたします。職歴の中で平成 18 年 4 月から株式会社熊谷商店の取締役ということで現在に至っており
ます。次に民間団体歴でございますけれども平成 21 年 4 月から白老小学校の P T A 会長、そして白老町 P
T A 連合会会長、それと胆振東部 P T A 連合会幹事を就任されましてこの 26 年 3 月まで活動されました。
あわせて 23 年 6 月から白老町商工会の商業部会幹事、25 年 4 月から一般社団法人白老観光協会理事、26 年
4 月から白老町青少年育成町民の会副会長ということでこれは現在も活動しております。

次に 3 ページ、議案説明です。白老町教育委員会委員として熊谷貴洋氏を選任したいので地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお補足ですが本件については現在教育委員そして委員長でございます石田信雄教育委員が 9 月 30 日
をもって任期満了ということになりますので、その後任として新たに選任をお願いするものでございます。

それと 1 点だけ直接議案とは関係がございませんが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改
正する法律が平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。その中に教育委員の関係の改正もございますのでその
分を若干補足説明させていただきます。今いわれるとおり来年の 4 月 1 日から新教育長というようなことで、
現在の教育委員長と教育長を一本化した新教育長ということになりますけれども、その取り扱いについて次
のとおり規定されておりますのでちょっと朗読させていただきます。平成 27 年 4 月 1 月において残任中の
教育長についてはその教育委員としての任期が満了するまで、またはみずから退任するまで現行制度の教育
長として在籍するものとし徐々に新制度に移行していくこととしています。その間は従来どおり教育長と非
常勤の委員長が併存することになるということが 1 つです。それと委員長については教育長の任期が満了し
た時点または退任した時点で委員長としては失職しますが委員としての任期が残っている間は引き続き委員
として在職することになるという取り扱いになっております。それで本町の実務的な取り扱いでございます
けれども、現教育長につきましては平成 27 年 12 月 4 日まで任期がありますので、それまでの間は現行制度
の教育長として在職すると。したがって教育委員長もその間在職することになるということでございます。
なお新教育長ということになるとその任期後になりますけれども、新しい制度としては新教育長は任期が 3
年ということになります。後段の今の説明については本議案と直接関係はございませんけれども、教育制度
の法改正という部分について追加説明させていただきました。以上でございます。

○議長（山本浩平君）　ただいま提案理由の説明が終わりました。
これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し採決いたします。

議案第 11 号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。

よって議案第 11 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。